

2024年5月20日

各位

会社名 株式会社メタプラネット  
代表者名 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ  
(スタンダードコード:3350)  
問合せ先 IR部長 中川 美貴  
電話番号 03-6690-5801

## 株式併合および定款の一部変更（授権株式数の拡大）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式併合および定款の一部変更（授権株式数の拡大等）に関する議案を2024年6月28日（金）に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合の目的

当社の発行済株式総数は、本日現在で162,513,487株であり、株価は2024年5月17日（金）現在で35円となっております。これらの数字は、他の東京証券取引所スタンダード市場上場会社の数字と比較すると、株式数は極めて多い一方、株価は著しく安価なものとなっております。

この結果、株価が1円変動するごとに数パーセントの変動率となり、株価の乱高下を招きやすい状態となっております。株式を併合することによりこの変動率を減少させることができ、このような事象が少なくなるため、市場や一般投資家からの信頼獲得や流動性の向上にも繋がるものと考えます。

次に、有価証券上場規程第445条において投資単位は5万円以上が望ましいと規定されているところ、当社の株価は現状ではこの数字を大きく下回っており、市場参加者との信頼関係を維持するためにも投資単位を上記の望ましい水準に近づける必要があります。

また、株式、株主様の管理にあたっては、株主様お1人あたりに株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストが掛かっているところ、現状の投資単位では上記コストに見合うだけの事務運営ができていないケースもあるため、今後は各株主様が株式関連事務コストに見合った投資単位での投資をしていただきやすくするためという意義もあります。

さらに、配当は1株当たり1円単位であり、株式併合手続を行うことでより柔軟な配当政策を起用することもできるようになります。

このような理由から、今般、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。併合割合につきましては、望ましいとされる投資単位の水準への調整の中で、保有機会を失う株主様の数を極力抑えられるよう、慎重に決定しております。

株式数が増えてきた経緯について、直近の主な株式発行は次の表のとおりです：

株式発行期間	発行株式数 (株)	背景	発行 価格
2023年2月	57,500,000	2023年2月8日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が57,500,000株、資本金が575,000千円及び資本準備金が575,000千円増加しております。	20円
2024年4月	47,821,300	第9回新株予約権の行使	20円

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

10株につき1株の比率をもって併合いたします。2024年7月31日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。

(3) 併合により減少する株式数等

併合前の発行済株式総数（本日現在）	162,513,487株
併合により減少する株式数	146,262,139株
併合後の発行済株式総数	16,251,348株

※新株予約権の行使などにより、発行済株式総数が変更となる可能性があります。

(4) 併合後の発行可能株式総数等

併合前の発行可能株式総数（本日現在）	228,237,948株
併合後の発行可能株式総数（下記「2. 定款一部変更（発行可能株式総数）」承認前）	22,823,794株

(5) 株主構成等

2024年5月8日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	16,017名（100%）	162,513,487株（100%）
100株未満所有株主	3,621名（22.6%）	102,120株（0.1%）
100株以上1,000株未満所有株主	7,179名（44.8%）	2,059,639株（1.3%）
1,000株以上所有株主	5,216名（32.6%）	160,329,713株（98.6%）
自己保有株式	—	22,015株（0.0%）

※ 上記表の「総株主数」は、自己株式22,015株、1名を含んでおります。

(6) 端株の扱い

本株式併合の結果、保有株式10株未満の株主様は1株未満に該当することとなりますが、その場合には会社法の定めに基づき一括して売却処分又は自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(7) 単元未満株式が生じる場合の処理

本株式併合の結果、2024年5月8日付株主名簿によりますと、保有株式100株以上1,000株未満の株主7,179名様（株主様全体の44.8%）は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当該株主様は、証券会社における手続きで不便をかけることとなりますが、買い増しを通じて株主様が単元地位を維持することができ、株式の流動性のメリットを享受できます。

また、株主様には市場価格において売渡し請求及び買取り請求の二つの選択肢があり、株主様が株式併合により金銭的に損することはありません。

単元未満株式の保有者となる株主様は、会社法第194条第1項および定款の規定により、株主様が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう、当社に対して請求することができます。

また、同法第192条第1項の規定により、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求することもできます。

(8) 併合の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が特別決議において承認可決されること及び定款一部変更（発行可能株式総数）を条件としております。

(9) 新株予約権の1株当たりの行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額については、2024年8月1日以降、以下のとおり調整いたします。

種類	調整前行使価額	調整後行使価額
第9回新株予約権	20円	200円
第10回新株予約権	10円	100円

(10) 日程

2024年5月20日（月）取締役会決議日

2024年6月28日（金）（予定）本臨時株主総会開催日

2024年7月31日（水）（予定）本株式併合の基準日

2024年8月1日（木）（予定）本株式併合の効力発生日

※単元未満株式を保有の株主様は、定款に規定されていますとおり、買い増し請求及び買取り請求が可能ですので、別紙の最終ページをご参照の上お手続き下さい。

2. 定款一部変更（発行可能株式総数）

(1) 定款変更の理由

会社法第182条第2項により、1.の株式併合にかかる承認及びその効力発生を条件とし、当社の発行可能株式総数につき、22,823,794株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。この発行可能株式総数を、新たに65,000,000株とさせていただきます、かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、現行定款第6条の記載を修正するものであります。授權株式数の拡大につきましては、将来の追加株式発行の可能性に備え、可能な限度枠内にて設定しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>228,237,948</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>65,000,000</u> 株とする。

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2024 年 6 月 28 日 (金) (予定)

定款変更 (発行可能株式総数) の効力発生日 2024 年 8 月 1 日 (木) (予定)

3. 定款一部変更 (目的変更 (現行定款第 1 章 第 2 条))

(1) 提案の理由

当社では、今後の業務範囲及び新分野への展開を見据え、新たな事業機会に挑戦することとし、現行定款第 2 条 (目的) に事業目的の追加を行い、27 ~29 の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第 1 章 総則 (目的) 第 2 条 (現行どおり)
1.~26. (条文省略) (新設) (新設) (新設) <u>27. ~ 29.</u> (条文省略)	1.~26. (現行どおり) <u>27. ビットコインへの投資・保有・運用</u> <u>28. ビットコインを使った資産運用</u> <u>29. ビットコインに関連・付随する業務全般</u> <u>30.~32.</u> (現行定款第 27 号から第 29 号を、号数を 3 つずつ繰り下げたうえで現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2024 年 6 月 28 日 (金) (予定)

定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 28 日 (金) (予定)

以上

別紙

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 2. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、ご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数10株につき1個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	10,000株	100個	1,000株	10個	なし
例2	1,000株	10個	100株	1個	なし
例3	100株	1個	10株	なし	なし
例4	5株	なし	なし	なし	0.5株

※株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記例④のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分又は自己株式として買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

※株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、株式併合の結果、1株に満たない端数株式(上記例④のような場合)または100株(1単元)に満たない単元未満株式(上記の例③のような場合)が生じることがないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引をされている証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 3. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 3. 今回の株式併合により株主様の所有株数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりません。そのため、株式市況の変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましては、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 4. 端数株が生じないようにする方法はありますか？

A 4. 株式併合の効力発生(2024年8月1日)前に、単元未満株式の買取りや買増制度をご利用いただくことで、端数株式が生じることを避けることが可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社にお問い合わせ下さい。

Q 5. 株式併合により単元未満株式が生じます。併合後も買取りや買増しできますか？

A 5. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度または買増制度の利用は可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社にお問い合わせ下さい。

Q 6. 投資単位(最低投資金額)は、どうなりますか？

A 6. 2024年5月17日現在の東京証券取引所における終値35円を前提に例に挙げると、  
株式併合の前後における投資単位は、次のとおりです。  
併合前 35円/株×100株=3,500円  
併合後 350円/株×100株=35,000円

※株価は、株式併合に伴い、理論上は10倍になります。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください？

A7. 具体的なスケジュールは、次のとおり予定しております。

- 1 2024年5月20日(月) 取締役会決議
- 2 2024年6月28日(金) (予定) 本臨時株主総会決議日
- 3 2024年7月1日(月) (予定) 定款変更(第2条)の効力発生日
- 4 2024年7月31日(水) (予定) 株式併合の基準日
- 5 2024年8月1日(木) (予定) 株式併合及び定款変更(第6条)の効力発生日

Q8. 株主自身で、何か手続きをしなければならないのですか？

A8. 特段のお手続きの必要はありません。なお、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社までお問合せ下さい。

**【お問い合わせ先】**

株式併合に関してご不明な点は、株主様が口座を開設されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【株主名簿管理人】**

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)